議決された主な議案等

※２月定例会では市長提出議案36件、議員提出議案２件、委員会提出議案２件、陳情４件の採決を行いました。
下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成　－：反対

会派名		※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する２人以上の議員で構成されます。本市議会では、会派に属する議員は代表質問や、議会運営委員会の委員となり、議会運営に関する協議を行うことができます。		議鎌倉市議会員団	公明党		議鎌倉市議会員団	日本共産党		鎌倉みらい			議鎌倉市議会員団	自由民主党		考える会	ヴィジョンを考える会	鎌倉の	運動・鎌倉	ネットワーク川奈		プロジェクトの会	鎌倉夢		無所属				
議員名		※◎は会派の代表者 ※久坂くにえ議員は議長のため、採決には参加していません。		◎大石和久	西岡幸子	納所輝次	◎吉岡和江	武野裕子	高野洋一	◎山田直人	池田実	前川綾子	◎森功一	志田一宏	伊藤倫邦	◎中村聡一郎	久坂くにえ	河村琢磨	◎保坂令子	安立奈穂	◎髙橋浩司	日向慎吾	千一	くりはらえりこ	長嶋竜弘	竹田ゆかり	松中健治
主な議案等			議決結果																										
新年度予算	第98号	令和２年度鎌倉市一般会計予算	可決	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	－	－	○	○	○	－	－	○	－
条例	第83号	子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の制定について	可決	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	－	－	○	○	－	－	－	－	－
補正予算	第91号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第13号） （御成小学校旧講堂改修事業の継続費の変更）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
その他	第80号	指定管理者の指定について （鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」および放課後子どもひろばたまなわ）	可決	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	－	－	○	○	○
	第112号	人権擁護委員の候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	－	－	○	○
議会議案	第６号	台湾の世界保健機関及び国際民間航空機関の正式加盟を支持し、必要な支援を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○		○	－	－	○	○	○	○	○	○	○
	第７号	子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
	第８号	鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第９号	観光厚生常任委員会の視察に業者が同席をした事実関係解明に関する調査特別委員会の設置について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情	第33号	鎌倉市公共施設再編計画の見直しについての陳情	採択	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○		○	○	○	－	－	○	○	○	○	○

可決した意見書

２月定例会では、下記の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

台湾の世界保健機関及び国際民間航空機関の正式加盟を支持し、必要な支援を求める意見書

新型コロナウイルスの感染による「ＣＯＶＩＤ－19」の発症は日々拡大し、２月27日時点で、死者は2,800人を超え、感染者は８万人以上に達している。世界保健機関（以下、ＷＨＯ）は、当初の楽観的な予測を翻して、「公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、ＷＨＯ事務局長は「世界全体に非常に重大な脅威」とし、ワクチンの用意は１年半以内に整うと発表したが、整うまでの間も人々は国境を越えて往来し、ボーダーレス化した現代においては、各国の連携は必須であり、その連携においては、決して地理的空白を発生させてはならない。現在起こっている地理的空白は、特定の国の論理や抵抗によるものであり、実際に人口2300万人の国民を抱える台湾は、まさに不当な差別を受けている。実際に台湾では、平成15年にＳＡＲＳが流行した際、非加盟国であることを理由に、ＷＨＯから関連の防疫情報を随時得ることができず、多くの国民と医療従事者がＳＡＲＳ感染によって死亡した。また、このたびの新型コロナウイルスをめぐっても、既に台湾では新型コロナウイルスの感染者が出ているにも関わらず、ＷＨＯは１月22日、23日の緊急委員会、２回目の１月30日の緊急委員会においても参加を希望する台湾を排除し、参加を認めなかった。２月11日、12日に開かれたＷＨＯ研究会合では、異例の措置として台湾の専門家が個人名義で参加することを認めたが、あくまでも個人としての参加であり、恒久的な参加や加盟にはつながっていない。国際民間航空機関（以下、ＩＣＡＯ）についても、台湾は加盟が認められておらず、新型コロナウイルスの空路による感染防止に関する情報提供がなく、台湾は一国により空港などでの水際対策に莫大な費用負担を強いられている。

各国が連携することこそが感染拡大に対する最善策であり、何より台湾は感染防止に貢献できる医療水準を有している。台湾は既に新型コロナウイルスの分離に成功し、台湾の参加はワクチン開発の一助にもなりえる。また、台湾の在留邦人数は２万人を超え、昨年、日本と台湾の両国間を往来する旅客は年間延べ710万人を超えており、鎌倉市にも多くの台湾人観光客が訪問している。台湾を離着陸、または経由する旅客は6900万人近く存在することを踏まえれば、ＷＨＯやＩＣＡＯを初めとする国際機関からの排除は、全世界の人々の健康も脅かすことになる。

鎌倉市議会はこれまでも、平成28年に「台湾（中華民国）の国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）など国際機関・国際連携への正式加盟・参加について支援を求める意見書」を可決し、関係機関に働きかけているが、いまだ現状は、改善されていない。鎌倉市は、全世界の人々と協力して、世界恒久平和を目指す平和都市宣言を掲げるが、宣言文の全世界の人々の中には台湾の人々も当然含まれており、鎌倉市の二元代表制を担う鎌倉市議会として、台湾の置かれている現状は決して容認できるものではない。

よって、日本政府、国会を初めとする関係機関におかれては、国際社会の平和的な発展と安定、日台両国の友好発展のためにも、台湾の世界保健機関、国際民間航空機関への正式加盟、国際連携への参加について、これまでに増して必要な支援をすることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年（2020年）３月12日

鎌　倉　市　議　会

子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書

全国知事会は令和元年（2019年）７月24日に行った「令和２年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において、「医療保険制度改革の推進について」を国に要望している。

その中で、「医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、あわせて、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。」としている。

国民健康保険の均等割額は、加入者一人一人に「均等」にかかるもので、子どもが増えると保険料の負担が重くなる仕組みとなっており、これは子育てに関するさまざまな負担軽減を進めている地方自治体の政策とも矛盾するものである。

また、同じ医療保険制度でありながら、組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険にはない仕組みであり、早急な見直しが求められているところである。

よって、国におかれては、国民健康保険における子どもに係る均等割額について、子育て支援及び他の医療保険制度との公平性を保つ観点から、負担軽減策を早急に実施するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年（2020年）３月25日

鎌　倉　市　議　会

２月定例会では、委員会および議員からそれぞれ２件の議案が、市長から36件の議案が提出されました。主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《委員会提出議案》

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議会全員協議会を協議または調整を行うための場として位置付けるとともに、欠席の届け出に産前産後、育児、看護、介護の事由を新たに規定するほか所要の改正を行おうとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

観光厚生常任委員会の視察に業者が同席をした事実関係解明に関する調査特別委員会の設置について

令和元年10月16日および17日に行われた観光厚生常任委員会の視察に業者が同席をした事実関係解明のため、本件を議会全体として受け止め、慎重な調査をすべきであることから、調査特別委員会を設置しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

《市長提出議案》

条例関係議案

子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の制定について

全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるように子どもを支援するための基本理念および基本となる施策など、必要な事項を定めようとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

人権擁護委員

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者として、次の方を法務大臣に推薦することについて、議会では多数の賛成により同意しました。

岡崎（おかざき）美奈子（みなこ）氏（手広在住）
渡邉（わたなべ）義忠（よしただ）氏（城廻在住）
酒川（さかがわ）学（まなぶ）氏（大船在住）
島田（しまだ）正樹（まさき）氏（台在住）

任期は、令和２年７月１日から３年間です。

全員協議会

「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画実施計画（案）について」

第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画実施計画（案）に関して、１月31日に議会全員協議会を開催し、市長から報告を受け、質疑を行いました。報告の概要は次のとおりです。

今回の実施計画は、先の令和元年12月定例会において議決された第４期基本計画に基づく実施計画で、令和２年度から７年度までの６年間について策定するものである。

第４期基本計画は、加速化する人口減少や高齢化社会の進行等により引き起こされる社会問題およびテクノロジーの進展等の社会情勢の変化を改めて認識するとともに、ＳＤＧｓ、共創、共生に配慮し策定した。このため実施計画は、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、環境負荷が少ないまちづくり、長寿社会に対応したまちづくりを目指していくこととしている。

実施計画は、「実施事業」と「重点事業」の二つで構成される。実施事業は基本計画を推進するための全ての事業で３23事業、重点事業は実施事業のうち第４期基本計画における、各施策の方針で目指す「目標とするまちの姿」の実現につながる事業として①「強靭（レジリエンス）なまち」の実現につながる事業、②「環境負荷低減のまち」の実現につながる事業、③「長寿社会のまち」の実現につながる事業、④「働くまち」の実現につながる事業、⑤「住みたい・住み続けたいまち」の実現につながる事業および「行財政運営の適正化」につながる事業としている。重点事業は、実施計画期間内に重点的に取り組む事業として、工程と期間内の推計事業費を明らかにし、着実に推進する55事業である。

重点事業については、計画期間の６年間において、事業工程が着実に推進されるよう進行管理をしていく。なお、３年後の実施計画の進捗状況、社会状況や本市の財政状況等を勘案し、内容の見直しを行うことを予定している。

今後の予定として、基本計画へ位置付けたＳＤＧｓのゴールを施策の方針ごとに記載するなどをして確定させる。

編集後記

新型コロナウイルスの感染が世界的に広がる中、市議会では、議会災害対策会議の開催や委員会開催時の対応方針を定め議会運営を行いました。議会機能を維持し、市民の安心安全、感染拡大の防止に引き続き努めてまいります。

そして、このような状況下において、「議会報告会＆意見聴取会」の開催をどうするか協議を重ねた結果、５月開催の中止を決断しました。議会情報の公開と市民意見の聴取および収集するために大切であると十分認識しておりますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議会広報委員　日向　慎吾